

福岡県医発第2245号(総)

平成17年3月11日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



平成17年介護事業経営実態調査の協力依頼について

向春の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省において、次期介護報酬改定に向けた基礎資料とすることを目的として、各々の介護サービスに関する費用等についての実態を把握するための「介護事業経営実態調査」を実施することとなり、別添のとおり本会宛に調査協力依頼がありました。

本調査は、全国の介護保険施設及び居宅サービス事業所に対し、層化無作為にて客体を抽出し、平成17年3月中の事業概要や収支状況および平成16年度の損益計算書、賃借対照表等を調査するものであり、調査期日は平成17年4月1日となっております。

本会においては、第42回全理事会（平成17年3月10日）において協議の結果、当該調査に協力することに決定いたしましたので、貴会におかれましても、調査の円滑な実施にご協力を賜りたく、会員への周知等ご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

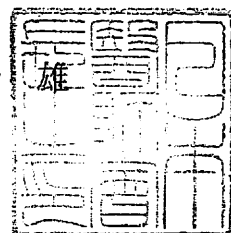
直接調査票が送ってまいりますので、ご協力頂きます様お願いいたします。



日医発第 1200 号 (介 73)
平成 17 年 3 月 4 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
植 松 治



平成 17 年介護事業経営実態調査の協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護保険制度にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省において、次期介護報酬改定に向けた基礎資料とすることを目的として、各々の介護サービスに関する費用等についての実態を把握するための「介護事業経営実態調査」を実施することとなり、別添のとおり本会宛に調査協力依頼がありました。

本調査は、全国の介護保険施設及び居宅サービス事業所に対し、層化無作為にて客体を抽出し、平成 17 年 3 月中の事業概要や収支状況および平成 16 年度の損益計算書、賃借対照表等を調査するものであり、調査期日は平成 17 年 4 月 1 日となっております。

本会においては、当該調査に協力することと致しましたので、貴会におかれましても、調査の円滑な実施にご協力を賜りたく、会員への周知等ご高配方宜しくお願い申し上げます。

敬具

〈添付資料〉

- ・介護事業経営実態調査の協力依頼について

(平 17.2.21 老発第 0221003 号 厚生労働省老健局長通知)

- ・介護事業経営実態調査の概要
- ・17 年介護事業経営実態調査について
- ・介護事業経営実態調査票

- ・介護療養型医療施設 (病院) H (3)
- ・介護療養型医療施設 (診療所) C (4)
- ・居宅サービス事業所 (医療施設) D (7)

- ・調査対象施設・事業所名簿

(※調査該当医療機関が無い場合は名簿なし)





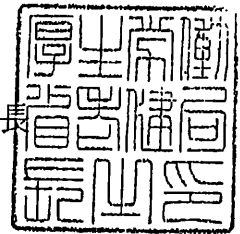
老 発 第 0221003 号

平成17年2月21日

社団法人

日本医師会会長 殿

厚生労働省老健局長



介護事業経営実態調査の協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省において「介護事業経営実態調査」を実施することになりました。

この調査は、介護報酬の下で事業経営の状況を把握するため、介護保険施設・事業所の収支等の実態を調査するもので、前回は平成14年3月に実施し、今回が2回目となるものです。

ご多忙中誠に恐縮に存じますが、本調査の意義をご理解いただき、調査客体となった施設・事業所から迅速かつ的確なご回答がいただけますようご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

介護事業経営実態調査の概要

1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

介護保険のサービスの指定施設・事業所について行う。（※併せて行う居宅サービスの状況も含む）

(1) 介護保険施設

- ・介護老人福祉施設票
- ・介護老人保健施設票
- ・介護療養型医療施設（病院）票
- ・介護療養型医療施設（診療所）票

(2) 指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者

- ・訪問看護ステーション票
- ・居宅サービス事業所（福祉関係）票
次の事業につき都道府県知事の指定を受けた事業所
訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援事業
- ・居宅サービス事業所（医療施設）票
次の事業につき都道府県知事の指定を受けた病院・診療所
短期入所療養介護、通所リハビリテーション
- ・痴呆対応型共同生活介護事業所（医療法人）票
- ・痴呆対応型共同生活介護事業所（医療法人以外）票
- ・特定施設入所者生活介護事業所（有料老人ホーム）票
- ・特定施設入所者生活介護事業所（ケアハウス）票

3. 調査の客体

- ・介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体により各サービス毎に層化を行い、1／2～1／3を無作為に抽出

4. 調査の期日

- ・平成17年4月1日

5. 調査事項

(1) 介護保険施設

- ・平成17年3月の1月間における施設の事業及び併せて行う居宅サービスの各事業の実施状況及び収入と支出の状況
- ・平成16年度（平成16年）損益計算書、貸借対照表 等

(2) 指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者

- ・平成17年3月の1月間における各事業の実施状況及び収入と支出の状況
- ・平成16年度（平成16年）損益計算書、貸借対照表 等

6. 調査の方法

- ・調査票の記入は、施設・事業所の管理者等が調査票に記入する自計方式により行う。

17年介護事業経営実態調査について

1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査事項

(1) 介護保険施設

平成17年3月の1月間における施設の事業及び併せて行う居宅サービスの各事業の実施状況及び収入と支出の状況 等

(2) 指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者

平成17年3月の1月間における各事業の実施状況及び収入と支出の状況等

3. 14年(前回)介護事業経営実態調査からの変更点

前回調査を基本的に踏襲し、前回と同様の調査事項、抽出率で調査を行うこととし、調査方法を従来の郵送方式のみから、ホームページを利用した電子調査票の提出も可能とした。

4. 17年介護事業経営実態調査の有効回答率の向上方策

- (1) 自動チェックを組み込んだ電子調査票による調査を行うことにより、誤記入の防止(有効回答の向上)を図る。
- (2) 複数事業を行っている事業者の事業毎の費用按分を厚生労働省側で行う等記入事項を簡素化し記入者負担の軽減を図る。
- (3) 福祉系の調査票について、会計処理に合わせた調査票の設計にし、記入者負担の軽減を図る。
- (4) 過去の調査で問い合わせ、誤記入が多かった事項について記入例等を記入要綱にのせ、記入要綱の充実を図る。
- (5) 本調査ホームページにQ&Aを掲載し、簡易な疑義に随時対応できるようにする。
- (6) フリーダイヤルによる問い合わせデスクを設置し、複数いるオペレータが迅速かつ正確に対応できるように問い合わせ内容の登録・閲覧・検索ができるシステムを開発する。
- (7) 前回は、葉書による督促のみを行っていたが、特に回収率の向上が必要な客体について電話により直接担当者に督促を行う。
- (8) 調査票にあらかじめ、調査客体の事業所名、住所、電話番号等をプレプリントして配布する。

5. 調査客体

介護保険法により厚生労働大臣の指定する地域区分、開設主体等により各サービス毎に層化を行い、1／2～1／3を無作為に抽出

	母 集 団	抽 出 率 ()内は14年調査時	抽出客体数
介護老人福祉施設記入票	5,077	1／3 (1／3)	1,692
介護老人保健施設記入票	3,012	1／3 (1／3)	1,004
介護療養型医療施設(病院)票	2,559	1／3 (1／3)	853
介護療養型医療施設(診療所)票	1,252	1／2 (1／3)	626
居宅サービス(福祉系)記入票	15,915	1／2 (1／2)	7,958
居宅サービス(医療系)記入票	1,900	1／3 (1／3)	633
訪問看護ステーション記入票	5,060	1／3 (1／3)	1,687
痴呆対応型共同生活介護記入票(福祉系)	2,790	1／3 (1／3)	930
痴呆対応型共同生活介護記入票(医療系)	804	1／2 (1／3)	402
特定施設入所者生活介護記入票(ケアハウス)	83	1／2 (1／2)	42
特定施設入所者生活介護記入票(有料老人ホーム)	398	1／2 (1／2)	199
	38,850		16,026

6. 調査の期日

平成17年3月の状況を平成17年5月に提出